入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成30年12月11日

契約責任者　東日本高速道路株式会社
新潟支社　支社長　鈴木　啓之

◎調達機関番号　417　◎所在地番号　15

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41、42

⑵　工事名　関越自動車道　阿能川橋床版取替工事

⑶　工事場所

自）群馬県利根郡みなかみ町小仁田

至）新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立

⑷　工事内容

①　技術協力（以下「技術協力業務」という。）

イ　技術協力業務　床版取替技術協力一式（阿能川橋を対象）

ロ　技術協力業務履行期間　契約保証取得の日の翌日から150日間

ハ　本技術協力業務について、主たる部分を第三者へ委任し、又は請け負わせることは認めない。

②　施工（以下「建設工事」という。）

イ　工事概要　床版取替　約7,000㎡、橋脚補強　約25基、塗替塗装　約46,000㎡、仮設工一式

ロ　工期　契約保証取得の日の翌日から2,160日間

⑸　使用する主要な資機材　プレキャストＰＣ床版　約350枚

⑹　本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）の技術協力・施工タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合には建設工事の契約を締結する工事である。

⑺　本工事は、競争参加資格確認申請を行った者（以下「競争参加希望者」という。）のうち、競争参加資格があることが確認された者に対して技術提案書の提出要請を行い、技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に関するヒアリング（技術対話）を実施し、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

なお、優先交渉権者との価格交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。

⑻　参考額　本建設工事に先立って実施する技術協力業務の規模は６百万円程度（税込み）を想定している。また、本建設工事の規模は8,500百万円程度（税込み）を想定している。

ただし、参考額はあくまでも目安として示すもので、その範囲内での契約を要するものではない。

2　競争参加資格

⑴　審査基準日（下記４⑶に示す競争参加資格確認申請書等の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、東日本高速道路株式会社の契約規程実施細則第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　下記４⑷に示す技術提案書の提出の時までに、工事種別「橋梁補修工事」に係る東日本高速道路株式会社の「平成29・30年度工事競争参加資格」を有する者で、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数（以下「経営事項評価点数」という。）が1,200点以上の者であること、又は経営事項評価点数が1,100点以上である者による２者若しくは３者で構成された特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であること。

なお、特定ＪＶの場合は、すべての構成員が「2　競争参加資格」を満たすこと。

⑶　審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記２⑵に示す条件を満たす場合を除く。）

⑷　審査基準日から技術協力業務に係る契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、東日本高速道路株式会社から「地域４（新潟支社が所掌する区域）」において、競争参加資格停止を受けていないこと。また、建設工事に係る契約の相手方決定の日において、競争参加資格停止期間中ではないこと。

⑸　審査基準日において、平成15年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工実績を有すること。

なお、単体及び特定ＪＶの代表者にあっては「同種工事」を、特定ＪＶの代表者以外の者にあっては「同種工事」及び「同種工事（緩和）」の施工実績を有すること。

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が20％以上である場合に限り施工実績として認める。

なお、同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。

【単体及び特定ＪＶの代表者】

同種工事Ａ　プレキャストＰＣ床版又は場所打ちＰＣ床版による道路橋の床版工事（新設工事又は取替工事）

同種工事Ｂ　鋼トラス桁の製作又は架設を実施した道路橋の工事（鋼トラス桁の補強・部材取替を含む）

同種工事Ｃ　道路橋における下部工の耐震補強工を実施した工事

【特定ＪＶの代表者以外】

同種工事Ａ　プレキャストＰＣ床版又は場所打ちＰＣ床版による道路橋の床版工事（新設工事又は取替工事）

同種工事Ｂ（緩和）　鋼桁の製作又は架設を実施した道路橋の工事（鋼桁の補強・部材取替を含む）

また、平成13年度以降に完成及び引渡しが完了した工事の場合は、工事成績評定点合計（以下「評定点合計」という。）を発注者から通知されている場合で、次のイ又はロに該当する工事は施工実績として認めない。

イ　東日本高速道路株式会社又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が65点未満の工事

ロ　上記以外の高速道路会社・国、地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であり、当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

⑹　審査基準日において、下記に示す基準を満たす設計管理技術者を技術協力業務履行期間中に配置できること。なお、設計管理技術者は競争参加希望者（単体及び特定ＪＶの代表者または特定ＪＶの代表者以外いずれか）に所属する者で１名以上配置するものとする。

①　資格要件　設計管理技術者は、以下に示すＡからＤのいずれかの資格を有すること。

なお、外国資格を有する技術者（日本国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当、ＲＣＣＭ相当又は土木学会認定土木技術者相当との国土交通大臣（旧建設大臣を含む。以下同じ。）認定（総合政策局（旧建設経済局も含む。以下同じ。）建設振興課）を受けている必要がある。

Ａ　技術士（総合技術監理部門（建設－鋼構造及びコンクリート））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

Ｂ　技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

Ｃ　ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート）に合格し、ＲＣＣＭ資格制度による登録を行っている者。

Ｄ　土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者（「鋼・コンクリート分野」「橋梁分野」）または１級土木技術者（「鋼・コンクリート分野」「橋梁橋梁」））のいずれかの資格を有している者。